主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人河村範雄の上告趣意について。

所論は、結局量刑不当の主張であるから、上告適法の理由と認め難い。

よつて旧刑訴四四六条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 橋本乾三関与

昭和二六年三月一日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 鵉 | 藤 | 悠 | 輔 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官    | 眞 | 野 |   | 毅 |
| 裁判官    | 岩 | 松 | = | 郎 |